

## 職員の給与等に関する報告及び勧告にあたって

- 1 本日、本委員会は、県議会と知事に対して、職員の給与等に関する報告を行い、併せて給与の改定について勧告しました。

本委員会では、本年4月における県内民間事業所の給与実態を把握し本年の勧告の基礎となる公民較差を算出するため、本年5月から6月にかけて、人事院及び都道府県市特別区人事委員会が共同で調査にあたる職種別民間給与実態調査を実施し、この調査結果や人事院勧告及び他の都道府県の状況等を踏まえ、職員の給与について検討を行いました。

- 2 職員給与については、「制度」・「構造」については国に準じ、「水準」については県内民間給与水準との均衡を図ることを基本とした給与制度としています。

本年の職種別民間給与実態調査結果においては、民間給与が昨年より上がったことから、民間給与が職員給与を上回っていました。このため、月例給については、この較差を解消するため、引上げを基本とした改定を行うこととしました。特別給についても、民間が公務を上回ったことから、引上げを行うこととしました。

- 3 多様化・高度化する行政需要に迅速かつ的確に対応し、県民の期待と信頼に添えていくためには、職員一人一人の公務に対する意欲と能力や公務員としての使命感・倫理観を高め、組織全体の活性化と公務能率の向上を図ることが重要となっています。

このため、本委員会では、今回の報告において、有為な人材の確保・育成はもとより、能力と実績に基づく人事管理の推進や、時間外勤務の縮減などのワーク・ライフ・バランスの推進、臨時・非常勤職員制度改正への適切な対応など人事管理上の諸課題についても、鋭意取り組んでいく必要について言及しました。

- 4 人事委員会勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、情勢適応の原則に基づき、地方公務員の適正な処遇を確保しようとするものです。

県議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、本委員会の勧告どおり実施されるよう要請します。

県民各位におかれましては、労働基本権の代償措置である人事委員会勧告の意義と、勧告実施により職員の適正な処遇を図り、公正な人事・給与制度を維持することの重要性について、深い御理解をいただきますようお願いいたします。

平成29年10月16日

島根県人事委員会

委員長 中村 寿夫